



千葉大学ユニオンニュース 第83号 2013年10月21日

編集・発行：千葉大学ユニオン 事務局：西千葉キャンパス旧薬学部1号館316 メール：cuu@e-mail.jp

電話・FAX：043-290-2234 HP：http://www.age.cc/~cuu/（過去のニュースもご覧になれます）

☆職場でお困りのこと、お気づきのこと、ご質問・ご意見をお寄せください。

教員選考の事前協議制 急遽導入される

教員選考時に新組織での事前協議や公募を原則とすることを定めた案が、急遽学長裁定により決定・導入されました。ユニオンではその内容や導入プロセスの問題点を提起するため、意見書を学長に提出しました。

今年の夏頃より、学内の諸会議にて「大学教員の選考に際しての事前協議等の取扱いについて（案）」という提案がなされました。この案では、今後の教員選考について、新たに設けられる「教員人事調整委員会」にて事前協議を行うことと、原則として公募制とし、複数の候補者から最終選考を行うこととしています。

提案は教員の人事に直接関わる内容を含んでおり、全学的に慎重な議論がなされてしかるべきでしょう。しかし諸会議では「学長裁定」として提案され、9月19日の教育研究協議会にて早急に導入が決定してしまいました。

ユニオン執行部では9月の執行委員会にて、案の内容や学内での紹介・議論の経過について検討しました。そして幾つかの疑問点をとりまとめ、意見書として学長に提起しました。以下は今回提出した意見書の全文です。

「大学教員の選考に際しての事前協議等の取扱いについて」（学長裁定案）に関する意見書

千葉大学学長 齊藤康殿

現在、「国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に際しての事前協議等の取扱いについて」と題する「学長裁定」案が提起されています。教員人事に関する事柄であり、国立大学法人法および本学の諸規程等で定められている通り、教育研究評議会、さらには各部局の教授会等で十分に議論されるべきことは当然ですが、同時に職員の採用・昇任、労働条件に関わる問題であるため、千葉大学ユニオンでも提案の内容を注視しています。

今回の「学長裁定」案は、千葉大学における教員人事のあり方に大きな変更を加えるものであり、ユニオンは以下の諸点に関し、深刻な懸念を表明します。

一、「教員人事に関する事項」は、「国立大学法人法」で「教育研究評議会」の審議事項として記載されており（第21条3の四）、それに則って本学の「国立大学法人千葉大学教育研究評議会規程」においても第3条の四で「教育研究評議会」の審議事項として記載されている。千葉大学全体の大学としての理念や将来像、それに基づく人員配置の長期的展望などは当然大いに議論をたかかわせるべき問題であるが、それを議論すべき場は、教育

研究評議会であると考えられる。今回提案されている「教員人事調整委員会」は、人事に関して重大な権限を持つものであるにもかかわらず、法律・規程に一切根拠をもたない組織であり、他方、法律に規定されている「教育研究評議会」は排除されている。このような新たな組織が「学長裁定」というきわめて変則的な形で新設され、新たな権限を持つことは、大学の健全・民主的な運営を阻害することになると考えられる。

一、「国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に関する規程」第2条には「学部等における採用及び承認のための選考は、学部等の教授会の議に基づき行う」と記載されている。これに対し、今回の提案では、採用・昇任人事の「発議」にあたっては、また、「最終選考」の経過および結果に関しても、当該部局の教授会等で議論する前に「教員人事調整委員会」の承認・同意を得なければならないとされている。教員選考の権限を「教授会の議」以外の場に事実上移行させるという重大な変更となっており、第2条に違反すると考えられる。学問的であるべき教員選考に非学問的・恣意的な要素が持ち込まれることにつながり、研究・教育の場であるべき大学の性格が歪んでしまうことが危惧される。

一、今回の提案では、「選考手続きの透明化」の趣旨から、採用・昇格共に「公募が原則」であり、最終選考にあたっては「複数候補を立てることが原則」とされているが、部局・学問分野によって状況は異なっており、昇任人事の際にこうした方法をとることは現実的でない部局も多い。提案には「特に事情がある場合は例外としても良い」という規定が設けられており、この例外規定がいつも遵守されるという保証は存在しない。「公募」「複数候補」原則の機械的適用によって千葉大学在職中の准教授等の昇任が難しくなる場合も想定され、無用の混乱や、職員の地位の不安定化につながるといった事態も危惧される。

2013年9月12日

千葉大学ユニオン執行委員会

どうなる宿舎問題 ー廃止通知後の経過をたどるー

8月中旬、職員宿舎廃止の方針が打ち出されました。その後、8月28日より各宿舎の居住者を対象とした説明会が開催されています。説明会では、

- 平成28(2016)年度末までに退去してほしいこと
- 住居手当およびUR賃貸住宅の紹介
- 大学とURの協定によりUR住宅の家賃が減額される可能性があること(説明会時点では検討中)

などが説明されています。また谷津宿舎を「特定目的宿舎」とし、災害を受けた職員、介護のため親族との同居を要する職員など、緊急性の高いケースに限って期限つき(5年)で入居を認める提案もなされています。さらに入居者を対象にしたアンケート調査も実施中です。

転居を求められた方からは、「今後退去が五月雨的に進むと、残された世帯の共用スペース負担金が増える」

「UR賃貸への転居のタイミングは?」といった意見・質問が寄せられています。ユニオンも情報収集しておりますので、お気づきの点をぜひお近くの執行委員または事務局にお寄せください。

技術系職員って何だろう? その概要と問題点 (3)

前号では、5月に開催された法人側との懇談内容で明らかになった技術系職員の給与体系の実態をご紹介しました。最終回の今回は、技術系職員の待遇をめぐる問題点をまとめてみます。

同一の俸給表か、別立ての俸給表か?

埼玉大学では、技術系職員専用の俸給表を定めていますが、本学では、事務職員と同じ俸給表によって技術系職員の給与が定められています。このことが妥当かどうかについて、ユニオンが法人側に尋ねたところ、「もともと独法化前は、どの国立大学でも事務職員と同じ俸給表を適用しており、事務職員と同じ俸給表を適用するのが妥当だ」とのことでした。

昇格・昇給について

他の国立大学では、技術専門職員および技術専門員への昇格に関する規程が定められているところがあります。ところが、千葉大学には、こうした規程が存在しません。そこでユニオンが、技術系職員の昇格の決定方法について尋ねたところ、「経験年数と勤務成績に基づき決定している、また年齢構成のバランスなどを勘案しながら、総合的に判断している」とのことでした。

総合的な判断を否定するものではありませんが、やはり千葉大学でも規程を整備し、昇格要件を例示するほうが、透明性が高まって好ましいように思われます。

評価について

現在、事務職員は、「千葉大学職員等人事評価実施規程」に基づいて定期的に評価がなされ、この結果から、各人の昇給区分や夏冬の勤勉手当の成績区分が決定されています。他方、技術系職員は、この規程に基づいた評価は行なわれておらず、評価は、各部局の事務長が行なうことになっています。

ところが、多くの技術系職員は、事務長とは会う機会すらないのが実情なのです。当然、事務長との評価面談

もありませんし、事務長に自らの成果を報告する機会もありません。このため、「事務長は、技術系職員の働きぶりを適切に評価できているのだろうか?」という疑問が生じます。

一般に、昇格・昇給は各人の働きぶりを適切に評価した上で決定されるべきものであり、そのための評価システムが必要です。法人側は、技術系職員の評価のあり方について昨年度から検討しているものの、技術系職員の場合は事務職員とは異なり、人事評価実施規程で定めている評価者や調整者を誰にするかという問題があるため、評価システムの整備は難しい面があることを述べました。

評価システムの整備については、他大学のケースも参考に、慎重に考えていかなければいけません。またユニオンからも、具体的な提起や働きかけを行なっていくことが期待されます。

語学研修について

懇談申し入れの時点では、技術系職員は、語学研修の受講対象外となっていました。これは、語学研修の目的が「事務職員の語学能力の充実を図ることにより、国際感覚を養い、将来海外事務所において活躍できる人材を育成すること」となっているためです。しかし、技術系職員による国際業務が増えているため、技術系職員も語学研修の受講対象者に含めて良いように思われました。

この点について法人側は、技術系職員も語学研修が受けられるようにすることを検討中であるとしました。そして7月19日には事務職員だけではなく技術系職員にも研修案内の通知が出されました。ユニオンによる働きかけで、法人側も技術系職員の待遇改善に動いたようです。

学会参加費について

技術系職員が、学会参加費を運営費交付金で支払おうとした際、「『技術系職員の業務に研究活動は含まれないので、認められない』と事務職員から言われた」との声があったため、ユニオンは、こうした対応の是非を問いました。法人側の回答は、「職務上必要であれば、技術系職員の学会参加費を運営費交付金で支払うのは問題ない」とのことでした。今後の適切な対応が望まれます。

千葉大学職員総合作品展 11月2日・3日開催

今年も松韻会館(工学部)1階・大&中会議室にて開催されます。詳しくは菅野さん kanno@faculty.chiba-u.jp または戸村さん tomurayuriko@office.chiba-u.jp へお問い合わせください。出展お待ちしております。

【重要】ユニオン事務局移転のお知らせ

これまで西千葉キャンパス・総合校舎 G 号館に事務局を置いていましたが、この度 G 号館が耐震工事に入ることとなりました。そのため9月中旬に事務局を移転しました。新しい事務局は、
旧薬学部1号館 316号室 です。

場所は変わりましたが、電話・FAX・メールアドレス・HPはこれまでと同じです。